

東京2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアー

Tokyo 2020 Olympic Flag and Paralympic Flag Tour

東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーは、オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグが全国を巡回するイベントです。



Photo by Tokyo 2020 / Shugo TAKEMI



Photo by Tokyo 2020 / Shugo TAKEMI



Photo by 東京都/Tokyo2020

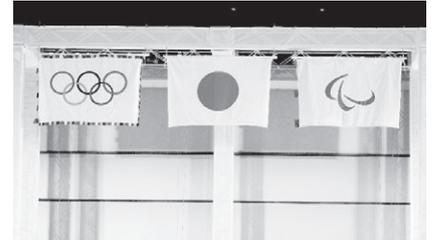


Photo by 東京都/Tokyo2020

オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグが、ついに飛島村にやってきます！

フラッグ展示

日時 11月24日（土）午後1時30分～9時30分

場所 飛島村中央公民館 1階ロビー

内容 フラッグ展示 東京2020大会関連パネル展示等

主催：東京都／東京2020組織委員会／JOC／JPC

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の 対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料については、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書

の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。）また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

●問合せ先

中村年金事務所
☎ 052145317200

11月30日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なバターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、中村年金事務所（☎052145317200）にお問合せください。



無戸籍でお困りの方へ このような方をご存知の方へ

日本国籍を有するものの、出生の届出がされないことにより、戸籍に記載がない方は、戸籍謄本等により身元を証明することができないため、社会生活上様々な不利益を被ることがあります。

法務局においては、戸籍に記載がない方が適正な手続により戸籍に記載されるための支援を行っていますので、ご相談ください。

●相談窓口

名古屋法務局津島支局

☎ 2612423 (内線番号3)

午前8時30分～午後5時15分

土曜・日曜および祝日を除く

●問合せ先

民生部住民課

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約を行っています。待ち時間の少ない予約相談

をぜひご利用ください。

※予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

※お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

●予約方法

全国共通の予約受付電話

☎ 057010514890

にお電話ください。

「愛知県最低賃金」は、10月1日から時間額898円に改正されました

愛知県内の事業場で働く常用、臨時、パートなどすべての労働者に適用されます。詳しくは、最寄りの労働基準監督署、または愛知労働局賃金課にお尋ねください。

●問合せ先

津島市労働基準監督署

☎ 2614185



国民年金保険料のご案内 を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

なお、民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることや、訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありませんので、振り込み詐欺などにはご注意ください。

●ご案内させていただく民間事業者

(中村年金事務所)

(株)バックスグループ

☎ 012019871927

※その他の地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページまたは中村年金事務所でご確認ください。

警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (30年9月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
9月	0	0	0	0	0
1～9月	8	2	1	0	4
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
9月	0	0	0	0	0
1～9月	1	0	1	0	4
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
9月	0	0	0	2	
1～9月	5	2	2	10	